

平成25年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	母子家庭等対策総合支援事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成15年度		担当課室	家庭福祉課母子家庭等自立支援室		小野 太一		
会計区分	一般会計		政策・施策名	VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること VI-6-1 ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	母子及び寡婦福祉法第45条		関係する計画、通知等	・母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(平成20年4月1日厚生労働省告示第248号) ・子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金による母子家庭等対策総合支援事業を実施することにより、母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)母子家庭等就業・自立支援事業 (2)母子家庭等日常生活支援事業 (3)ひとり親家庭生活支援事業 (4)母子家庭自立支援給金事業 (5)母子自立プログラム策定等事業 (6)家庭支援推進保育事業 ※別添参照							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	3,474	3,538	3,647	9,734	9,907	
	執行額	3,474	3,538	3,647				
	執行率(%)	100.0%	100.0%	100.0%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値(年度)
	母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業実績	成果実績	件	5,748	6,644	集計中	-	
		達成度	-	-	-	-	-	
	母子自立支援プログラム策定事業による就業実績	成果実績	件	4,315	4,441	集計中	-	
		達成度	-	-	-	-	-	
	高等技能訓練促進費等事業による就業実績	成果実績	件	1,714	2,442	集計中	-	
達成度		-	-	-	-	-		
高等技能訓練促進費等事業による資格取得者数	成果実績	件	2,114	3,016	集計中	-		
	達成度	-	-	-	-	-		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	母子家庭等就業・自立支援センター事業による就業相談件数	活動実績(当初見込み)	件	89,729	101,536	集計中	() ()	
		活動実績(当初見込み)	件	6,952	7,179	集計中	() () ()	
	高等技能訓練促進費等事業の支給件数	活動実績(当初見込み)	件	7,969	10,287	集計中	() () ()	
活動実績(当初見込み)		件						
単位当たりコスト	— (円/)		算出根拠		—			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	母子家庭等対策費補助金	9,734	9,907	「新しい日本のための優先課題推進枠」1,439				
				日本再興戦略においては、女性が活躍できる環境整備を推進することとされ、「母子家庭の母等への就業支援」が位置づけられているところであり、ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、身近な地域で家庭のニーズに合った支援メニューを組み合わせ、総合的・包括的な支援を行うことが必要である。具体的には、①地方自治体による総合的・包括的な支援のための相談窓口の強化として、新たに就業支援専門員を配置することや、②地域によって取組にばらつきがみられると指摘されている就業支援や子育て・生活支援等にかかる各種事業の充実強化として、母子家庭等就業・自立支援事業や母子自立支援プログラム策定等事業、母子家庭等日常生活支援事業を拡充することや、③ひとり親家庭の子どもがその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長できるよう、また、貧困の連鎖を防止するために、学習支援ボランティア事業を拡充すること等により要求額が増加した。				
	計	9,734	9,907					

事業所管部局による点検					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	母子家庭の母等の生活支援・就業支援を実施する経費であり、母子家庭等の自立のために国費の投入が必要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	多くの地方自治体で本事業が実施されているが、事業未実施の自治体もあることから、引き続き国が支援する必要がある。	
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	母子家庭の母等の生活支援・就業支援を実施することは、母子家庭等の自立を支援するために有効であることから、優先度の高い事業と考えられる。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	—	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	母子及び寡婦福祉法に基づき、市町村が支弁した費用について、1/2(一部3/4)以内を補助することができる、及び都道府県が支弁した費用について、1/2(一部3/4)以内を補助することができることとされており、その負担関係は妥当である。	
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	—	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業に必要な経費のみを補助の対象としている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—	—	
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	各事業については、年々実績が増加している。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—	—	
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
	—	—	—		
点検結果	事業終了後に提出される事業実績報告書等の書類や、必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により支出状況等について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。 また、子育てと生計の維持という二重の負担を抱えるひとり親家庭等に対しては、安定した就業を確保するための技能習得や疾病等の際の生活援助などにより自立の支援を図ることが不可欠であり、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談や母子自立支援プログラムの策定などの利用件数が増加している(母子家庭等就業・自立支援センター事業については平成23年度89,729件、平成23年度101,536件。母子自立支援プログラムの策定件数については平成23年度6,952件、平成23年度7,179件。)ことから、引き続き、本事業の実施が必要であると言える。				
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現状通り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現状通り	—				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年	0414	平成23年	0373	平成24年	0321

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

3,647百万円



【補助】

- A 母子家庭等対策総合支援事業 801自治体
- ①母子家庭等就業・自立支援センター事業事業
補助先：都道府県、指定都市、中核市
 - ②一般市等就業・自立支援事業
補助先：市、福祉事務所設置町村
 - ③母子家庭等日常生活支援事業
補助先：都道府県、市町村
 - ④ひとり親家庭生活支援事業
補助先：都道府県、市町村
 - ⑤母子家庭自立支援給付金事業
補助先：都道府県、市、福祉事務所設置町村
 - ⑥母子自立支援プログラム策定等事業
補助先：都道府県、市、福祉事務所設置町村

3,647百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.大阪市			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
母子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費等事業	69			
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業支援事業、就業支援講習会等事業、就業情報提供事業、在宅就業促進事業、母子家庭地域生活支援事業等	12			
母子自立支援プログラム策定等事業	母子自立支援プログラム策定等事業	9			
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等日常生活支援事業	8			
ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭生活支援事業	6			
計		104	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等日常生活支援事業、ひとり親家庭生活支援事業、母子家庭自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定等事業	104		
2	札幌市	同上	88		
3	名古屋市	同上	74		
4	京都市	同上	67		
5	広島市	同上	63		
6	北九州市	同上	63		
7	横浜市	同上	61		
8	福岡市	同上	51		
9	熊本市	同上	48		
10	堺市	同上	45		

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

母子家庭等対策総合支援事業

～ 一般会計 ～

3, 646, 953千円 → 9, 733, 852千円

【主な内容】

- 母子家庭の母等への就業支援を中心とした総合的な自立支援施策を推進する。
 - ・ 高等技能訓練促進費等事業について、これまで補正予算を活用した暫定的な措置であったものを当初予算に計上することにより、安定的な事業実施を図るとともに、平成25年度入学生から、新たに父子家庭を対象とすることに加え、支給期間の上限を2年（※）とする。
- （※）修学期間が3年の場合は、3年目を母子寡婦福祉貸付金により支援を行う。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援事業において、中核市の増加に伴う必要額を確保する。
- 家庭支援推進保育事業について、子育て支援交付金から移行。

1. 事業の目的

各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金による母子家庭等対策総合支援事業を実施することにより、母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進を図る。また、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る。

2. 対象事業

（1）母子家庭等就業・自立支援事業

①母子家庭等就業・自立支援センター事業（新たに父子家庭を対象）

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供するとともに母子家庭等の児童の健やかな成長を支援するため、養育費の確保や面会交流の支援に取り組む事業

②一般市等就業・自立支援事業（新たに父子家庭を対象）

一般市等において、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業（面会交流の支援を除く）を行う事業

（2）母子家庭等日常生活支援事業

修業や疾病等の際、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、生活援助、保育サービス等の支援を行う事業

（3）ひとり親家庭生活支援事業

相談支援、生活支援講習会、児童への訪問援助や学習支援等により、ひとり親家庭の生活の支援を図る事業

（4）母子家庭等自立支援給付金事業

①自立支援教育訓練給付金事業（新たに父子家庭を対象）

教育訓練講座の受講費用の一部を支給する事業

②高等技能訓練促進費等事業（25年度入学生から、新たに父子家庭を対象にするとともに、支給期間の上限を2年（※）とする。）（※）修学期間が3年の場合は、3年目を母子寡婦福祉貸付金により支援を行う。

看護師等の養成機関における修業期間における生活費の負担軽減のために一定期間高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を軽減するための入学支援修了一時金を支給する事業

(5) 母子自立支援プログラム策定等事業

①母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施する事業

②就職準備支援コース事業

自立支援プログラムを策定した者のうち、直ちに就業に移行することが困難な者を対象に就業意欲を醸成するためにボランティア活動等を行う事業

(6) 家庭支援推進保育事業

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童を多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う事業

3. 補助根拠 法律補助（母子及び寡婦福祉法第45条）、予算補助

4. 実施主体

- ・都道府県、指定都市、中核市（3の(1)の①の事業）
- ・市町村、福祉事務所設置町村（3の(1)の②の事業）
- ・都道府県・市町村（3の(2)、(3)の事業）
- ・都道府県・市・福祉事務所設置町村（3の(4)、(5)の事業）
- ・市町村（3の(6)の事業）

5. 補助率

- ・国1/2（都道府県及び市町村1/2）
- ・国3/4（3の(4)の事業）（都道府県・市・福祉事務所設置町村1/4）
- ・国10/10（3の(5)の事業）
- ・国1/2（3の(6)の事業）（市町村1/2）